

## 06 外務省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0620010	プロジェクト名	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区
要望事項 (事項名)	寄港地上陸許可手続の簡素化	都道府県コード	12 千葉県
		提案事項管理番号	1151050
提案主体名	千葉県、成田国際空港株式会社		

規制の所管・関係省庁	法務省、外務省
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法第 14 条
制度の現状	<p>寄港地上陸許可は、船舶等に乗っている外国人が、特例として、査証を取得することなく、一時的に本邦に滞在することが出来る制度である。</p>

求める措置の具体的内容	<p>寄港地上陸の許可申請手続の一部を外国にある我が国在外公館において実施できるようにし、空港における審査を簡素化する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>成田国際空港は、年間 1,000 万人以上の外国人が往来する我が国第 1 の観光ゲートウェイであるが、当空港で航空便を乗り換える通過外国人旅客は年間約 300 万人にも及び、待合い時間における空港地域の「周辺観光」が地元大きく期待されているところである。しかしながら、航空便待合い時間に「周辺観光」を行うには、外国人旅行者が空港到着後、寄港地上陸許可等を得る必要があり、非常に混み合う空港の入国管理エリアにおいて、限られた時間内に円滑に手続を行うことは非常に困難な状況にある。このことから、「乗り継ぎ外国人旅客」の「周辺観光」を拡大するため、入国審査の厳格性を保持しながら、日本の魅力を発信、地域観光を振興する方策として、寄港地上陸の許可申請手続の一部について、外国にある我が国の在外公館において事前に実施できるよう検討頂きたい。旅行出発前に空港地域の「周辺観光」を広報できれば、地域観光の振興に資するのみならず、外国人旅行者の増大による、「ピジット・ジャパン・キャンペーン」の目標達成にも寄与できると考える。</p>

## 各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
寄港地上陸の許可は入国審査官が出入国管理及び難民認定法第 14 条に基づき上陸の特例として行うものであり、現行法では在外公館が同許可を行う権限はない。				

## 再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。			
提案主体からの意見	本提案は許可権限の変更を求めるものではなく、在外公館で事前に申請する手続が可能となるよう提案するものである。具体的には在外公館が申請受領官署として受理申請を本邦へ転送する業務を行えるようにするものである。在外公館での寄港地上陸手続が可能となり、制度変更の PR を行うことにより、旅行会社のツアー造成や販売も増加し、トランジットツアー客も増加するものと考えている。また、国が展開しているビジット・ジャパン・キャンペーンにも資するものである。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
「出入国管理及び難民認定法」では在外公館で寄港地上陸の申請を受理することは想定されていない。				

## 再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。			
提案主体からの再意見	本県の提案は、出入国管理及び難民認定法どおり、航空運送業者が寄港地上陸許可の申請を行うことを想定している。航空運送業者が、寄港地だけではなく、在外公館を経由して申請できる手続上の整備をされたい。制度変更に伴い発地での PR 効果が大きくなり、空港周辺観光者及び旅行会社のツアー造成や販売の増加も見込まれ、国が展開しているビジット・ジャパン・キャンペーンにも資するものである。			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	-
既に回答した通り、「出入国管理及び難民認定法」では在外公館で寄港地上陸の申請を受理することは想定されておらず、現行では、外務省として、本件提案に対応することはできない。また、ご提案の在外公館を通じた申請は、申請者たる運送業者にとり、現行手続より煩雑になる可能性がある。すなわち、現行法上は上陸時にただちに行える手続であるにもかかわらず、ご提案は事前に運送責任者が参加者の旅券等を取りまとめ、在外公館に出向き申請することを強いることになり、運送業者の負担が増すこととなる。				

## 06 外務省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0620020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	外国人に関する年金制度の見直し	都道府県コード	28 兵庫県
		提案事項管理番号	1194010
提案主体名	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町		

規制の所管・関係省庁	外務省、厚生労働省
根拠法令等	
制度の現状	<p>社会保障協定については、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー及びフランスとの間で発効済み、カナダ及びオーストラリアとの間で署名済みであり、オランダとの間で協定内容について大筋で合意に至っている。また、チェコとの間で政府間交渉を行っているほか、スペイン及びイタリアとの間で当局間協議を実施しているところ。さらに、スウェーデン及びスイスとの間では、協定締結を視野に入れ、当局間の情報意見交換を開催することについて合意している。</p>

求める措置の具体的内容	<p>外国人研究者等の年金加入機関が通算されるよう、日本と母国との間の社会保障協定締結国を拡大するとともに、未締結国の外国人研究者が受給資格期間を満たさず帰国する場合の脱退一時金について、在留期間 5 年の納付期間に対応した支給を行う。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>世界最大の大型放射光施設 SPring-8 を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。</p> <p>その在留期間の上限が全国的に3年から5年に延長されたところであるが、加入が義務付けられている年金についても、その脱退一時金の支払いに関して見直し要望があることから、社会保障協定対象国の拡大を求めるとともに、脱退一時金支給の見直しを行うことにより、外国人研究者の受入環境を整え、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。</p> <p>提案理由：</p> <p>年金の二重加入等の問題については、社会保障協定により解決が図られてきているものの未だ協定未締結の国があり、それらの国からの受入も実際にある(ロシア、ポーランド等)ことから、受け入れた外国人研究者の年金について、取扱いの格差をなくすため、早急に当該協定の締結を進めていただきたい。</p> <p>また、外国人研究者は短期加入で年金制度から途中離脱する可能性が高く、受給資格を満たさないため、脱退一時金の請求が可能であるが、保険料納付期間が 3 年までの場合はその期間にあわせて段階的に脱退一時金が支給されるものの、3 年以上では一定額しか支給されない。在留期間の上限が 5 年であることから、年金保険の脱退一時金についても 5 年までの納付期間に対応した支払いを可能としていただきたい。</p>

### 各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
<p>社会保障協定については、これまでドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー及びフランスとの間で発効済み、カナダ及びオーストラリアとの間で署名済みであり、平成19年4月にオランダとの間で協定の内容面で合意に至っている。また、チェコとの間で政府間交渉を行っているほか、スペイン及びイタリアとの間で当局間協議を行っているところ。さらに、スウェーデン及びスイスとの間では、協定締結を視野に入れ、当局間の情報意見交換を開催することについて合意している。社会保障協定締結に向けた取組については、今後とも、相手国の社会保障制度における社会保険料の負担の規模、在留邦人や進出日系企業等の状況、経済界からの具体的要望の多寡、二国間関係、我が国と相手国の社会保障制度の違いなどを総合的に考慮しつつ、一層推進していくこととしている。なお、ご指摘のあったロシア、ポーランドとは、現時点において、社会保障協定の締結に向けた具体的な予定はないものの、これらの国との交渉についても上記の基準に従って判断されるべきものと考えている。</p>				

### 再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	-

### 再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	-

06 外務省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0620030	プロジェクト名	福岡・アジアゲートウェイ構想
要望事項 (事項名)	'研究交流ビザ(仮称)'の創設	都道府県コード	40 福岡県
		提案事項管理番号	1187200
提案主体名	福岡市		

規制の所管・関係省庁	警察庁、法務省、外務省
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法第2条の2
制度の現状	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動を行うものには「文化活動」査証が付与される。

求める措置の具体的内容	<p>【内容】</p> <p>各国の教員及び学生等が半年間日本の出入国を行えるような「研究交流ビザ(仮称)」・新規在留資格を創設する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>例えば、半年間の教育・研究等を行うような人材や福岡で開催されるフォーラム等への出席のみに入国する研究者等を福岡に呼び込めるような「研究交流査証」・新規在留資格を創設する。</p> <p>【提案理由・目的・効果】</p> <p>海外の教員・学生及び研究者が福岡の大学や会議等において、教育・研究活動及び講演活動を行うことや海外の学生が福岡の大学で半年間(一年間未満)の講座等を受講しようとする場合、既存の「数次査証」及び在留資格「短期滞在」を取得して受講することが考えられるが、「数次査証」は、対象者の要件が厳しく、学生は要件に該当しない。また、在留資格「短期滞在」は、一度延長しても180日間までしか認められなく、また、更新されるかどうか分からない。以上の点から、半年間という期間を対象にした査証・在留資格の創設が必要である。また、この査証に限っては、福岡でのフォーラム等への出席のみを目的に入国する場合は必要書類が簡素化できるものとする。この査証の創設により、福岡においてアジア諸国の情報・人材・技術等のネットワークの構築が進み、アジア諸国との協力・連携を促進できると考える。</p>

## 各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
<p>収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動を行うものについては、6か月または1年の「文化活動」査証が付与されること、在留資格認定証明書を添付して申請されれば、迅速な処理が可能となる。また、大学教授等の文化人・知識人等に対しては、有効期間1年または3年の短期滞在数次査証を発給することとしていること、申請者が教授等の職位になくとも、論文や学会発表等の研究活動等の実績が確認されれば、柔軟に発給することとしている。但し、学生については、現状では、個々の事例毎に審査を行わざるをえない。</p> <p>なお、活動地域を限定した査証の発給は、当該外国人の入国後の行動範囲を制限することは不可能であることから実施困難。</p>				

## 再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>貴省の回答によれば、「教授等の職位になくとも、論文や学会発表等の研究活動等の実績が確認されれば、柔軟に発給することとしている」としているが、それを規定している根拠について御教示頂きたい。また、「学生については、現状では、個々の事例毎に審査を行わざるをえない。」とあるが、その理由は何か、回答されたい。</p> <p>加えて、学生が教授に同行して入国する場合について、教授と学生に対する取扱いが違うことにより不都合が生じることも想定されることから、数次査証を得た教授に同行して入国する学生については、数次査証を発給することについて、検討し、回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>再検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の見直し</p> <p>D</p> <p>「措置の内容」の見直し</p> <p>数次有効の短期滞在査証の発給基準については、外務省ホームページに公表されているとおり、大学の講師(常勤)以上の職にある者、国立・公立の研究所等の課長職以上の者が対象となる。このような役職がない者についても、客観的に確認できるものとして、論文や学会発表等をもって研究活動等の実績があると判断される場合には、数次有効の短期滞在査証を発給している。学生については、後者に該当するので、数次有効の短期滞在査証の発給対象となりうるか否かについて研究活動等の実績を個別に審査することとなる。</p> <p>なお、学生について、数次有効の短期滞在査証の発給対象となりうるかは上記のとりの審査を個別に行うこととしていることから、教授と同行することを理由として、数次有効の短期滞在査証を発給することはない。</p>				

## 再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
<p>再々検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の再見直し</p> <p>D</p> <p>「措置の内容」の再見直し</p>				

## 06 外務省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0620040	プロジェクト名	福岡・アジアゲートウェイ構想
要望事項 (事項名)	自治体交流モデル地区として外国人ケアワーカー受入のための在留資格要件の緩和	都道府県コード	40 福岡県
		提案事項管理番号	1187210
提案主体名	福岡市		

規制の所管・関係省庁	法務省、外務省、厚生労働省
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法第2条の2
制度の現状	ワーキングホリデイは出入国管理及び難民認定法第2条の2において別表第1に定められる在留資格「特定活動」に該当する。

求める措置の具体的内容	<p>福岡市とケアワーカーの養成を行っているアジアの都市との間で自治体交流モデルとしてケアワーカーの受入に関する協定を結び、二都市間での適用となるワーキングホリデイ制度を創設する。</p> <p>就業ビザの在留資格(介護・看護等)を新設する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>二国間ではなく、二都市間を対象としたワーキングホリデイ制度の創設もしくは外国人ケアワーカーが日本で就労できる在留資格の創設を求めるもの。</p> <p>【提案理由・目的・効果等】</p> <p>現在、本市においては、外国人ケアワーカーの受入を検討している企業が複数あり、今後、少子高齢化が進行する時代背景を踏まえると、先行モデル地区として外国人ケアワーカーの受入を進めたいと考えている、また、この人的交流の促進により、アジアにおける高度人材ネットワークのハブを目指したいと考えている。</p>

### 各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
<p>我が国のワーキングホリデー制度は、関係国の青少年に対し我が国の文化及び一般的な生活様式を理解するための機会を提供し、関係国の国民が長期にわたり主として休暇を過ごすために、休暇の付随的側面として仕事に従事することを可能にするものであるから、ケアワーカーの受入れに関する協定に基づく人材の受入れにそぐう制度ではない。また、ワーキングホリデー制度で入国した者の活動を特定の地域に限定することは不可能であり、二都市間のみ適用になる制度の創設は困難である。</p> <p>在留資格の新設については、出入国管理及び難民認定法に関するものであり、外務省では対応できない。</p>				

### 再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—

### 再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	—